

和泉市大阪外環状線沿道まちづくり懇談会設置要綱

(設置)

第1条 南部地域まちづくり検討会議設置要綱（令和2年11月2日制定）第2条第2項に基づき、大阪外環状線沿道における土地利用の具体施策を検討するため、地域との意見交換の場として大阪外環状線沿道まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を扱う。

(1) 大阪外環状線沿道土地利用に関する事項

(2) その他、大阪外環状線沿道の望ましい土地利用の実現や良好な沿道景観形成を達成するために必要な事項についての意見交換

(組織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。ただし、各委員は代理者を置くことができる。

(構成)

第4条 懇談会は、槇尾地域（横山校区、南池田校区）と松尾地域（南松尾はつが野校区、南横山校区）に分けて開催することを基本とする。なお、意見については沿道全体を対象とする。

(委員の交代)

第5条 各校区・町会の長等に改選があった場合は、新たな各校区・町会の長等がその任期を引き継ぐものとする。

(報償)

第6条 委員への報償は、無償とする。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、事務局が招集し、事務局が運営する。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、都市計画所管課とし、懇談会に係る事務は、同課において処理する。

2 事務局は、懇談会の運営に関し、必要があるときは関係課の出席を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、事務局を所管する部長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。（令和4年5月20日）

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。（令和6年2月8日）

別表（第3条関係）

委員

（槇尾地域）

摘 要	
校区	横山校区連合会長
	南池田校区連合会長
町会・自治会	仏並町会長
	下宮町会長
	小野田町会長
	北田中町会長
	岡町会長
	福瀬町会長
	南面利町会長
	国分町会長
地域関係者 (5名程度)	PTA 関係者ほか
地域活性化 エリア関係者	南部リージョンセンター代表
	道の駅いずみ山愛の里代表
	仏並土地改良区代表
農業関係者	いずみの農業協同組合横山支店代表

(松尾地域)

摘 要	
校区	南松尾はつが野校区連合会長
	南横山校区会長
町会・自治会	松尾寺町会長
	久井町会長
	若樫町内会長
	春木川町会長
	大野町会長
地域関係者 (5名程度)	PTA 関係者ほか
農業関係者	いずみの農業協同組合南松尾支店代表
企業関係者	和泉商工会議所代表